

# 区の災害対策の課題と対応について

## 1 資料概要

地域防災計画（令和4年修正）にあたり、各防災対策の項目について、課題、これまでの成果及び今後の取組方針についてとりまとめた。

なお、項目については、台風19号対応を受けての「災对各部の中長期の課題」及び平成30年度に実施した「防災対策の緊急総点検」にて設定した項目をベースにしている。

## 2 各項目記載内容

(1) 課題

(2) これまでの成果

(3) 今後の取組

→大田区地域防災計画（令和4年修正）に反映する。

★…東京都地域防災計画対応

◇…災害対策基本法改正対応

## 主な項目一覧

(地域防災計画主な該当箇所)

- 1 災害対策本部体制……………【第1部第3編等】
- 2 地域における防災意識のさらなる向上…【第2部第2編、第4部第4編】
- 3 学校防災活動拠点体制……………【第2部第2編、第4部第14編】
- 4 都市防災力の向上……………【第2部第3編、第4部第3編】
- 5 情報伝達体制……………【第2部第4編、第4部第6編】
- 6 避難所の環境改善、感染症対策……………【第2部第5編他】
- 7 災害時医療体制……………【第2部第6編、第4部第13編】
- 8 物流及び受援体制……………【第2部第7・8編、第4部第8－11・15編】
- 9 要配慮者・福祉避難所対策……………【第2部第9編、第4部第14編】
- 10 外国人区民の災害対応力強化……………【第2部第9編】
- 11 帰宅困難者対策……………【第2部第10編】
- 12 被災者支援体制……………【第2部第13編】
- 13 災害廃棄物対策……………【第2部第13編、第4部第19編】
- 14 風水害対策……………【第4部】

【 1 】

## 災害対策本部体制

防災危機管理課  
災対企画経営部  
災対総務部  
災対都市基盤整備部

### 課題

- 台風19号においては、事務局組織が脆弱であり全庁の総合調整機能が不十分であった。また、危機対応に必要な体制整備が全庁的にも不十分であった。
- ⇒ 災害時に司令塔となる区の災害対策本部体制が初動から有効に機能するために、発災初期において情報活動等に従事する職員の確保やスキルアップを図るとともに、災害対策本部の活動拠点となる本庁舎等及び代替庁舎の整備等を進めていく。



### 対応

#### 【これまでの成果】

- ① 事務局の再編成（令和2年度）  
災対企画経営部、災対総務部、災対都市基盤整備部（水害時のみ）を事務局の構成に追加
- ② 本部運営訓練の実施（大規模事故訓練含む）
- ③ 非常用照明・蓄電池の配備
- ④ 災害対策本部の運営を支える映像音響システムの更改

#### 【今後の取組】

- ① 災害対策本部問合せ対応窓口の体制整備
- ② 本庁舎被災時の代替庁舎、警察・消防・自衛隊等の活動拠点の検討
- ③ 長期対応への職員動員計画策定ガイドラインの作成
- ★④ 保有する電源設備等について、安全性の確保や平時からの点検・操作訓練の実施

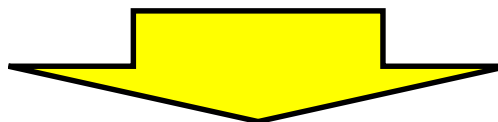
# 【2】

## 地域における防災意識のさらなる向上

防災危機管理課  
災対地域力推進部  
災対産業経済部  
災対教育総務部

### 課題

- 台風19号においては、水害時緊急避難場所や水害時の避難行動の周知不足が課題となった。
  - ⇒ 学校防災活動拠点を中心とした地域防災力の向上や、防災講習会や啓発冊子等を通じた震災時と風水害時の避難方法の違いに関する普及啓発を実施し、区民のさらなる防災意識及び防災行動力の向上を図る。
  - ⇒ 区立小・中学校における防災教育を充実させる。
- 過去の災害において、避難所運営等あらゆる意思決定の場に女性が少なかったため、女性の声が届きにくく、女性の視点を踏まえた取組が十分なされていなかった。
  - ⇒ 地域と連携した女性の防災人材の育成を図る。



### 対応

#### 【これまでの成果】

- ① 各種普及啓発チラシの配布  
(ハザードマップ等全戸配布(令和2年度)、土砂災害警戒区域(平成29年度～)・家屋倒壊等氾濫想定区域へのポスティング(令和2年度～))
- ② マイ・タイムライン講習会(令和元年度～)
- ③ 総合防災訓練(震災編・風水害編)
- ④ 子ども向け防災ハンドブックの作成→小学生高学年への配布(令和2年度～)

#### 【今後の取組】

- ★① 災害時に女性の声を反映できるよう女性防災人材の育成
- ② マイ・タイムライン作成動画による普及・啓発
- ★③ 車中泊・車による避難の抑制に向けた普及啓発
- ④ 事業者における危機管理対策(事業継続計画[BCP]等)の普及啓発

## 課 題

- 元来、学校防災活動拠点組織の役割としては大規模震災対応が想定されており、大規模水害対応の想定がなかった。これにより、台風19号においては水害時緊急避難場所運営に混乱が生じ、円滑な避難者の受入れが実施されなかった。また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、避難所運営においても複合的な災害対応が求められている。
- ⇒ 震災だけでなく、水害時や感染症対策の対応を踏まえて学校防災活動拠点組織の活動体制を整備する。

## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 学校防災活動拠点を活用した水害時緊急避難場所の開設・運営体制整備  
風水害時においても震災時と同様に学校防災活動拠点を活用という統一した運営方針を提示。  
一部地域においては、水害時緊急避難場所と同時に開設する補完避難所の開設・運営体制も併せて整備
- ② 水害時の使用制限や感染症対策等を考慮した施設使用計画及び受付要領の見直し

## 【今後の取組】

- ① 水害時緊急避難場所及び同時開設補完避難所の開設・運営訓練の実施
- ② 総合防災情報システムを活用した拠点本部活動の強化
- ③ 学校防災活動拠点における要配慮者対策の強化
- ④ 風水害対策物品、感染症対策物品等の拡充を踏まえた備蓄倉庫のスペース拡充

# 【 4 】

## 都市防災力の向上

防災危機管理課  
災対まちづくり推進部  
災対都市基盤整備部  
その他関係機関

### 課 題

- 平成30年7月豪雨では、道路が寸断され、復旧活動や救援物資の輸送などが制約された。  
⇒ 発災時に道路を通行可能とすることは、救出救助資機材や支援物資等の搬送において、喫緊の課題である。
- 大阪北部地震において、法令に適合しないブロック塀が倒壊し、犠牲者が発生した。  
⇒ ブロック塀等の危険について把握・確認し、除去や改修などの対策が必要である。
- 平成30年7月豪雨等過去の災害において、土砂災害により多数の犠牲者が発生した。  
⇒ 土砂災害の危険についてのさらなる周知と避難勧告等の的確な伝達が課題である。
- 木造住宅密集地域においては、震災時の延焼火災等大きな被害が想定されている。  
⇒ 木造住宅密集地域を中心に、各種助成事業により建物の不燃化・耐震化を推進する。

### 対 応

#### 【これまでの成果】

- ① 「大田区無電柱化基本方針」策定（令和元年度）
- ② 「大田区無電柱化基本計画」策定（令和2年度）
- ③ ブロック塀等改修助成制度の実施（平成30年度～令和5年度）
- ④ 区内がけ等の実態調査（令和元年度・2年度）
- ⑤ 土砂災害警戒区域へ普及啓発チラシ（平成29年度～）、大田区ハザードマップ（土砂災害編）（令和2年度）配布
- ⑥ 植栽帯造成助成制度の実施（令和元年度～）
- ⑦ インフラの整備（ガス・下水道・水道等）

#### 【今後の取組】

- ★① 「大田区無電柱化基本計画」に基づく今後10年間で優先的に無電柱化を推進する路線の無電柱化（令和3年度～）
- ② 区内がけ等の実態調査の結果公表

## 課題

- 台風19号において、区HPがアクセス集中により繋がりにくい状態となるなど、区民が適時適切に避難情報を入手できなかった。また、インターネットメールやSNSを中心とした情報発信が中心となり、発信情報の取得困難な方が避難情報等を入手することができなかった。
  - 災害対策本部内の情報連絡体制が脆弱であり、適時適切な情報共有がなされなかった。
- ⇒ 区民が災害時に必要な情報を適時適切に取得できるよう、庁内の情報連絡体制及び区民への情報発信体制を強化する。

## 対応

## 【これまでの成果】

- ① 総合防災情報システムの導入（令和3年度運用開始）  
防災情報の一元管理、区民へのリアルタイムな情報提供、災害対策本部の意思決定支援、GIS（地図情報）と連動し、区全域を俯瞰した災害対応の実現
- ② 区民への確実な情報伝達体制の整備  
防災行政無線のサイレン運用（避難指示発令時）、防災行政無線電話応答サービスの更改、LINEを活用した広報の充実、区ホームページサーバー回線の強化
- ③ 災害時広報実施マニュアル（手順書）の作成
- ④ 大田区災害時情報通信基本計画書（令和元年度）および大田区災害時情報通信実施計画書（令和2年度）の策定

## 【今後の取組】

- ① 職員への総合防災情報システム操作研修の実施
- ② 総合防災情報システムを活用した本部運営訓練の実施
- ③ 防災アプリに関する区民への広報（区報、区HP、SNS等を活用した広報）
- ④ 情報の取得活用が困難な方（要配慮者等）に対する有効な情報提供手段の検討

## 課題

- 平成30年7月豪雨では、真夏の避難所開設により避難所内が劣悪な環境となった。  
⇒ 空調設備の整備等により、熱中症対策を推進する。
- 台風19号においては、要配慮者やペット同行避難者等多様な避難者への対応が困難であった。  
⇒ 多様な避難者に対応できるよう、運営体制だけでなく施設及び備蓄物資を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、避難所内の感染拡大防止策が喫緊の課題となった。  
⇒ 避難所内の感染症対策の徹底に加え、3密を防ぐためさらなる避難施設の確保を図る。

## 対応

## 【これまでの成果】

- ① 段ボールベッド、畳などの優先供給協定の締結
- ② 要配慮者用物品、感染症対策物品の配備
- ③ 「避難所における感染症対策標準マニュアル」作成（令和2年度）
- ④ 「大田区ペットの災害対策ガイドライン」改訂（令和2年度）
- ⑤ 安全な地域の親戚・知人宅やホテルへの分散避難の推進
- ⑥ 避難所内に要配慮者専用スペース及び単身女性・乳幼児専用スペースを設置

## 【今後の取組】

- ★① 要配慮者対策や感染症対策等多様なニーズを踏まえた備蓄戦略の再構築
- ② 備蓄倉庫の上階への移設やバリアフリー化等の対策推進
- ③ 施設の雨漏りや浸水防止対策の推進
- ④ 避難所閉設後の清掃・ごみ処理等の検討



## 災害時医療体制

## 課 題

- 平成30年7月豪雨の被災地では、災害医療を担うべき医療機関等病院も被災した。  
⇒ 風水害を含め、災害時における医療機関等との連携・協力体制を強化する。
- 災害時の公衆衛生活動及び精神医療体制に係る体制を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染症陽性者等の避難計画が課題となった。  
⇒ 災害時における感染者及び疑症状者の避難先について検討を進める。



## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 水防法等に基づく要配慮者利用施設（病院）の避難確保計画作成を促進
- ② 風水害を想定した医療機関等との情報通信訓練を実施
- ③ 大田区災害時医療救護活動ガイドラインを作成し、医療機関等へ配布
- ④ 避難所生活に係る健康支援カードを作成し、各学校避難所に配備
- ⑤ 避難所生活における感染症・脱水症患者の重篤化防止、熱中症対策に経口補水液（OS-1）の優先供給に関する協定を締結
- ⑥ 感染症陽性者等の避難施設を確保

## 【今後の取組】

- ① 浸水被害や感染症対策を考慮した災害時医療救護活動の検討
- ② 災害時における公衆衛生活動及び精神医療体制の活動内容の具体化
- ③ 大森駅周辺の災害時医療救護体制の再構築

## 課題

- 大規模災害時には国からのプッシュ型支援が実施されるが、必要な物資を適時適切に避難所等必要な場所へ配送することが求められる。  
⇒ 国や都からの支援物資の受入体制及びその後の搬送体制の確立及び整備を推進する。
- 多岐にわたる災害時業務を的確に実施するためには、他自治体からの人的支援は不可欠である。  
⇒ 人的支援の受入体制及び応援職員による従事業務等を精査する。



## 対応

## 【これまでの成果】

- ① 災害時の救援物資の輸送に関する体制整備の検討
- ② 物流業者との災害時協力協定
- ③ 災害時物流システムのデータ整備及び操作研修・訓練の実施

## 【今後の取組】

- ① 受援計画（物資・人員）の策定
- ② 救援物資の輸送経路（水上輸送ルート含む）・集積地の使用区分・配送システムの再構築
- ③ 避難場所や災害発生場所等への動員人員や配車等の庁内調整
- ④ 災害時物流システムや救援物資の受入・輸送訓練の実施

## 要配慮者（高齢者・障がい者）・福祉避難所対策

## 課 題

- 避難行動要支援者の名簿の作成は進んでいるものの、いまだ災害により多くの高齢者等が被害を受けている。特に水害時の逃げ遅れによる被害が多い。
  - ⇒ 避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難に向け、個別避難計画を作成する。  
※令和3年災害対策基本法一部改正により個別避難計画策定が努力義務化
- 過去の災害において、福祉避難所が開設できないケースがあった。
  - ⇒ 福祉避難所開設・運営における実効性のある体制を確保する。



## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進
- ② 水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの運営体制整備
- ③ 水害時緊急避難場所と同時開設する福祉避難所の確保（6施設）
- ④ 「要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会」の実施（令和2年度～）
- ⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域の低層階に居住する避難行動要支援者を対象に避難先についてヒアリングの実施

## 【今後の取組】

- ◇① 避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成
- ② 全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ③ 福祉避難所等への移送計画の作成
- ④ 水害時に開設する福祉避難所の更なる確保
- ⑤ 水害時緊急避難場所内要配慮者スペースの受入訓練の実施
- ⑥ 福祉避難所協定施設への備蓄品の確保や保管についての検討

## 課 題

- 要配慮者である乳幼児や子どもを預かる施設においては、特に利用者の安全かつ確実な避難体制の整備が求められる。特に水害に備えた避難計画の作成は急務である。
  - ⇒ 各施設において保育園等各施設震災・水害の両方を考慮した避難計画を整備するとともに、各施設の浸水対策・停電対策を推進し、安全な施設運営を確保する。また、保育園においては応急保育を具体化する。



## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進
- ② 各保育園に対し、水害時を想定した災害マップ、タイムライン、チェックリストの作成を促進
- ③ 福祉避難所・応急保育所における備蓄物品の配備、訓練の実施、人員体制の整備
- ④ 保育園と近隣施設との、緊急体制時の情報共有及び避難所の協力要請に備えた関係性作り

## 【今後の取組】

- ① 全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ② 従事職員の確保や施設、保護者への連絡等手順を含めたタイムラインの作成
- ③ 学童応急保育拠点施設等のさらなる検討
- ④ マイ・タイムライン講習会の開催の検討
- ⑤ 備蓄品・備蓄スペースの確保、発電機・バッテリーの購入、土のう等の配備と配置場所の検討
- ⑥ 「児童福祉施設等の災害時情報共有システム」運用開始に伴う各施設の情報共有体制の整備検討

## 課題

- 過去の災害において、外国人が必要な情報を得られず、どのような避難行動をとれば良いのか分からず混乱が生じた。  
⇒ 増加する外国人区民への災害情報発信や相談サポート体制の充実・強化が課題である。
- 日本の生活に慣れており、災害時における活動の担い手としての能力がある外国人区民がいる。しかし、現在の計画では外国人を一律に要配慮者として位置づけているため、避難所運営等の地域活動に参入することが困難になっている。  
⇒ 外国人区民を災害対応の担い手と位置づけ、日頃から地域活動参加できるよう環境を整えていく。

## 対応

## 【これまでの成果】

- ① 一般財団法人国際都市おおた協会と災害協力協定を締結
- ② 防災に関する普及啓発物の外国語版作成（わが家の防災チェックブック）
- ③ 区民安全・安心メールの多言語化
- ④ 情報発信ツール（区及び国際都市おおた協会HP、SNS、総合防災情報システム、デジタルサイネージ等）におけるやさしい日本語の使用、多言語通訳サービス（タブレット、電話通訳）の導入
- ⑤ 避難道路標識の外国語表示や多言語拡声装置、翻訳機の試験導入

## 【今後の取組】

- ① 発災時における関係機関との連携及び多言語通訳サービスを介した外国人に対するサポート体制の充実
- ② 外国人区民に対する防災訓練等の地域活動参加促進等、外国人区民が災害への知識や対応力を身に着けるための支援の実施

## 課 題

- 東日本大震災では、首都圏において公共交通機関の停止、道路の大規模な渋滞等により約515万人の帰宅困難者が発生した。大田区においても、蒲田駅・大森駅に多数の帰宅困難者が発生した。  
⇒ 事業者や東京都との連携を強化し、帰宅困難者による混乱防止策を推進する。取組にあたっては、要配慮者対応や外国人対応、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など多面的に対策を進めていく。



## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の開催、訓練の実施、滞留者対策推進活動マニュアルの整備（令和2年度 訓練シミュレーション映像DVDの作成）
- ② 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営体制整備、感染症対策の推進等
- ③ 帰宅困難者対策用物品の購入（令和2年度 蓄電池・オフライン翻訳機の購入）

## 【今後の取組】

- ① 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会との連携（協議会・訓練の継続実施、滞留者対策推進活動マニュアルの改訂）
- ② 帰宅困難者一時滞在施設対応要員の確保
- ③ 帰宅困難者一時滞在施設の確保
- ④ 帰宅困難者一時滞在施設管理者との協力連携及び運用の検討
- ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設における要配慮者対応等の検討

## 課題

- 令和元年台風19号においては、被害認定調査、各種被災者支援制度の運用等で膨大な事務が発生した。また、被災者がどのような支援を受けられるのか、相談対応についても更に充実させていくことが求められている。
- ⇒ 被災者生活再建支援システムや同モバイルシステムの効果的な活用の推進及び庁内の被害認定調査実施体制（震災は応急危険度判定の体制も必要）を構築する。

## 対応

## 【これまでの成果】

- ① リ災証明書交付実施手順書、住家被害認定調査実施手順書及び住宅応急修理制度実施手順書の策定
- ② リ災証明書発行研修の実施
- ③ 被災者生活再建支援システム（建物被害認定モバイルシステム）の導入
- ④ リ災証明書発行拠点の整備
- ⑤ 住宅応急修理制度実施手順書の作成による応急修理事務の具体化
- ⑥ 義援金配分手続きの具体化（大田区義援金配分委員会の設置等）
- ⑦ 学用品の被害状況の把握や調達・支給の実施
- ⑧ 行政書士会大田支部と被災者相談支援についての災害時協力協定を締結
- ⑨ 被災事業者への融資あっせん等支援体制の充実・強化

## 【今後の取組】

- ① リ災証明書発行研修の内容拡充
- ② 被災者生活再建支援システム（建物被害認定モバイルシステム）の利用に向けた体制整備
- ★③ 住家被害認定調査実施手順書に基づく研修・訓練の実施
- ④ 被災者相談窓口の設置・運営について具体化

## 課 題

- 令和元年台風19号では、浸水被害により大量の災害廃棄物が家庭から排出され、その対応に苦慮した。  
⇒ 迅速かつ円滑な復旧・復興のため、都の災害廃棄物処理計画と整合された災害廃棄物処理体制を構築する。
- 区内には災害廃棄物の仮置き場となる適地が不足している。  
⇒ 候補地の調整を進めていく。
- 災害廃棄物においても可能な限りの分別・資源化に向けて、区民への普及啓発が課題である。  
⇒ 災害時のごみの出し方等に関する周知を進めていく。



## 対 応

## 【これまでの成果】

- ★① 「大田区災害廃棄物処理計画」の策定（令和2年3月）
- ② 「災害廃棄物処理対策マニュアル」の策定（令和2年3月）

## 【今後の取組】

- ① 「大田区災害廃棄物処理計画」は震災時を想定して策定しているが、風水害時の廃棄物処理についても災害の特性を踏まえて対応を検討
- ② 災害時のごみの出し方等に関する周知
- ③ 災害廃棄物の仮置き場候補地に関する調査・分析



## 課 題

- 過去の豪雨災害では、避難情報の発信の遅れや住民の避難行動の遅れにより多くの被害が発生
- 令和元年台風19号においては、大田区においても浸水被害が発生した。
- ⇒ 区が発する気象情報や避難情報を踏まえ、区民一人一人が時系列に沿った行動計画を作成し、適切な避難行動をとれるようにする。
- 円滑かつ迅速な避難に加え、効果的な水防活動、排水対策等ソフト・ハード面両方からの風水害対策を進めていく。

## 対 応

## 【これまでの成果】

- ① 水害時の避難行動に係る普及啓発（【2】参照）
- ② 水害時の避難場所体制の整備（【3】参照）
- ③ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（【9】参照）
- ④ 水害時の帰宅困難者一時滞在施設体制の整備（【11】参照）
- ⑤ 排水活動の設備整備及び国・近隣自治体等との連携強化
- ⑥ 土のう置き場の増設及び投光器等の水防資機材を拡充
- ⑦ 多摩川流域治水対策プロジェクトの推進

## 【今後の取組】

- ◇① 災害対策基本法の改正を受けた警戒レベル発令基準の見直し
- ★② 広域避難対策の検討
- ③ 多摩川流域治水対策プロジェクトの継続推進
- ④ 水防活動拠点及び水防資機材の拡充  
（仮称）仲六郷水防資機材センター、（仮称）田園調布水防センター建設
- ⑤ 排水活動体制の強化…樋門操作の情報連携体制強化、継続的な排水活動の構築
- ⑥ 浸水想定区域における避難者の受入れスペース（体育館、多目的室等）の上層階への設置検討